

別紙

諮問第1236号、第1256号、第1460号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

別表の「請求内容」欄に記載の開示請求（以下「本件各開示請求」という。）に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都教育委員会が行った別表の「決定内容」欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

本件各審査請求に係る審査請求書等における審査請求人の主張を要約すると、別表の「審査請求人の主張」欄に記載のとおりである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各審査請求に係る理由説明書における実施機関の主張を要約すると、別表の「実施機関の主張」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、別表に掲げる諮問日に審査会へ諮問された。

審査会は、実施機関から理由説明書を收受し、令和3年10月22日（第222回第二部会）から同年12月24日（第224回第二部会）まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

別表に掲げる諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 本件各決定について

実施機関は、本件各開示請求に対し、別表の「決定日」、「決定内容」及び「対象公文書・非開示理由」の各欄に記載のとおり、非開示決定又は一部開示決定を行った。

### ウ 本件各決定の妥当性について

#### (ア) 事案の概要

審査会が、審査請求人の請求内容及び審査請求理由を確認したところ、実施機関又はその職員の対応が、審査請求人の意に沿わないものであった場合において、その根拠又は対応について示した公文書について開示請求したものであることが認められた。

#### (イ) 別表項番1に掲げる決定の妥当性について

実施機関は、別表項番1の「請求内容」欄に記載の開示請求に対し、「対象公文書・非開示理由」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、これらが実施機関の外部の研修の受託者が作成した研修用の資料であることから、同欄に記載の理由により、非開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表項番1の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該各対象公文書は、条例7条3号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 別表項番2に掲げる決定の妥当性について

実施機関は、別表項番2の「請求内容」欄に記載の開示請求に対し、不存在を理由とする非開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表項番2の「実施機関の主張」欄に記載の説明は首肯することができ、この他に、当該開示請求に係る公文書の存在を認めるに足る特段の事情も見当たらない。

したがって、当該開示請求に対し、不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

(エ) 別表項番3に掲げる決定の妥当性について

実施機関は、別表項番3の「請求内容」欄に記載の開示請求に対し、「対象公文書・非開示理由」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、同欄に記載のとおり一部開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表項番3の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、これらの非開示部分に係る情報は、条例7条2号本文、4号又は6号に該当し、その内容及び性質から条例7条2号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子